平成２９年（フ）第１４８号
大阪府八尾市美園町４丁目30番地の18
債務者　村田　一貴
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江崎　辰典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５３号
大阪市西淀川区中島１丁目23番21号
債務者　井上　高司
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　杏子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２０５１号
愛知県小牧市大字西之島2132番地１　プリミエール丹羽307号、従前の住所名古屋市緑区曽根２丁目13番地の１　曽根ハイツ102号
債務者　鈴木　英康
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１号
石川県鳳珠郡能登町字七見へ字40番地　鵜川町営住宅17号
債務者　細口　豊子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２８年（フ）第３９６９号
大阪市東成区東中本３丁目７番22号　メゾンソレイユ　301号
債務者　梅田　直裕
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７８４号
大阪府守口市藤田町５丁目35番１－303号
債務者　山口　将幸
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０１１号
大阪市住吉区長居西３丁目６番４号
債務者　中村　洋美
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２１４号
大阪府東大阪市南荘町４番30号
債務者　山田　郁代
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３５４号
大阪府豊中市西泉丘２丁目2399番地の１（203号）
債務者　三反崎一夫
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４２９号
大阪府交野市東倉治５丁目19番14号
債務者　堂本　廣志
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４号
大阪府四條畷市２丁通町２番４号
債務者　塚本富美惠
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０６号
大阪府三島郡島本町東大寺３丁目１番８号
債務者　藤本　久春
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８８号
大阪市旭区千林１丁目３番17号　ルミエール森小路102号、前住所大阪市城東区鴫野西２丁目17番７号
債務者　河合　史修
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５０号
大阪市西成区潮路１丁目１番10号　マンション栄　201
債務者　山岡　政明
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５２号
大阪市鶴見区鶴見４丁目４番５－402号
債務者　瀧川　輝子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８７号
大阪府守口市藤田町３丁目13番２－204号
債務者　峠　　栄
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２号
熊本県八代市新地町３番14号
債務者　水原アイ子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
熊本地方裁判所八代支部